

平成 15 年 1 月 28 日  
環 境 局

## ディーゼル車規制に関する「総合相談窓口」を設置します！

平成 15 年 10 月 1 日から開始されるディーゼル車規制の内容や対応策などについて、都民・事業者の方から多岐にわたるお問い合わせをいただいております。

このため、広範な質問に一箇所でお答えする「総合相談窓口」を設置いたしますのでお知らせします。

1 設置日 平成 15 年 2 月 3 日 (月)

2 設置場所等

自動車公害対策部指導普及課内 (都庁第二本庁舎 16 階中央) に設けます。

専用電話は、03-5388-3528 (直通) です。

\*ベテランの職員が対応いたしますので、お気軽にご来庁、お問合せください。

3 相談内容例

① 車をいつまで使用できるか。

(国の自動車 NOx・PM 法との関係を含めてお答えします。)

② どのような対応策があるのか。

(買替えや PM 減少装置の装着についてアドバイスします。)

③ どのような支援策があるのか。

(東京都の補助金や買替えのための融資あっせん制度を始め、国等の制度についてもご案内します。)

4 相談時間 午前 9 時～午後 6 時 (土・日・祝日を除く。)